

(別紙 1)

令和 7 年度 需要対応型いちご生産体制強化支援事業 募集案内

募集期間：自 令和 7 年 5 月 2 6 日 (月)
至 令和 7 年 6 月 2 0 日 (金)

※予算残額がある場合、毎月 2 0 日を〆切とし、令和 7 年 1 0 月 2 0 日まで募集を継続

事業に関する要綱・要領、様式等は、宮城県園芸推進課の下記ホームページをご覧ください。
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/engei/ichigojuyo.html>

1 事業の目的

いちごの輸出等の需要に対応するため、県内の事業実施主体が需要期における収量増加を図る機器等の導入等を支援するもの。

2 事業概要

(1) 事業実施主体

- 県内の営農集団（認定農業者又は認定新規就農者を含む 3 戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）
- 県内に本店を有する農業法人

(2) 事業内容

【機器整備費】

補助率：1 / 2 以内

補助上限：申請 1 件当たり 1, 5 0 0 千円

補助対象機器

- ①クラウン冷却装置 ②炭酸ガス局所施用装置 ③細霧冷房装置 ④夜冷短日処理装置
⑤炭酸ガスいちごハダニ殺虫システム ⑥UV-B 電球形蛍光灯 ⑦その他、収穫期拡大又は収
穫量増加に資する技術

※導入機器の設置に要する経費を含む。

※令和 8 年 3 月 15 日までの間に納品・支払いできるものが対象。

※装置等の取得により補助事業の翌々年度（3 年目）までに作付面積、10a 当たり収量、販売
額のいずれかでおおむね 10%以上の増加が見込まれること。

※事業対象となる事業投資額（総事業費）が概ね 1, 0 0 0 千円以上であること。

3 応募の流れ

(1) 事業実施計画書の提出

所在地を所管する県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部に必要書類を提出。

県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部は書類の内容を確認し、県農政部園芸推進課
へ必要書類を進達する。

(2) 審査会

県で審査会を開催し、事業実施計画書を審査し、事業採択者を決定する。

必要に応じて、県は応募事業者へのヒアリングを行う。

【審査事項】

①事業目的及び計画の妥当性

計画が具体的で実現可能なものであり、事業計画を遂行できる体制（関係機関との連携が図られる体制）であること。

②事業内容及び効果

いちごの需要期の収量増加が図られ、産出額の向上等の産地発展に寄与する取組であること。

③その他必要と認められる事項

4 応募に必要な書類

- (1) 計画承認申請書（需要対応型いちご生産体制強化支援事業実施要領 別記様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（需要対応型いちご生産体制強化支援事業実施要領 別紙1）
- (3) 事業実施主体が営農集団及び農業法人の場合にあっては、当該団体の組織及び運営に関する規約の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

5 問合せ先

大河原地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0224-53-3289	FAX0224-53-3138
仙台地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL022-275-9250	FAX022-275-0296
北部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0229-91-0717	FAX0229-23-0910
北部地方振興事務所栗原地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0228-22-2268	FAX0228-22-6144
東部地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0225-95-7809	FAX0225-95-2999
東部地方振興事務所登米地域事務所農業振興部地域調整班	TEL0220-22-3535	FAX0220-22-7522
気仙沼地方振興事務所農業振興部農業振興班	TEL0226-24-2534	FAX0226-22-1606
農政部園芸推進課園芸振興班	TEL022-211-2843	FAX022-211-2849